

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
事業者の名称	フリガナ イリョウホウジンシャダンナナセイカイ	
	医療法人社団南七星会	
事業者の所在地	〒142-0062	
	東京都 品川区小山六丁目4番14号 メディケア西小山6F	
事業者の連絡先	電話番号	03-6426-2616
	FAX番号	03-6426-2201
	ホームページアドレス	http://uuuemail.net/
事業者の代表者名	理事長 宇佐美 信乃	

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	フリガナ イリョウホウジンシャダンナナセイカイ		
	医療法人社団南七星会		
事業主体の主たる事務所の所在地	〒142-0062		
	東京都 品川区小山六丁目4番14号 メディケア西小山6F		
事業主体の連絡先	電話番号	03-6426-2616	
	FAX番号	03-6426-2201	
	ホームページアドレス	有	http://uuuemail.net/
		無	
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	宇佐美信乃	
	職名	理事長	
事業主体が行っている主な事業等	医療		

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先		
住宅の名称	フリガナ ケアホスピタルニシコヤマ	
	ケアホスピタル 西小山	
住宅の所在地	〒142-0062	
	東京都 品川区小山六丁目4番14号 メディケア西小山4F5F	
住宅の連絡先	電話番号	03-6426-7872
	FAX番号	03-6426-2201
	ホームページアドレス	http://uuuemail.net/
住宅の管理者名	医療法人社団南七星会 宇佐美 佳耶	
住宅の開設年月日	2015年6月1日開設	
居住の契約方式	普通賃貸借契約	

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等		
<p>ご入居様が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。 ご入居様が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、入居者様は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。</p>		
基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）		
サービスの種類	料金	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	48,600円／月額	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、午前10時頃に各住戸に住宅職員が伺い安否の確認を行います。 ・上記以外の時間帯も、ご入居者様（ご家族様）とご相談の上、必要に応じて行います。 ※提供者：医療法人社団南七星会
生活相談		<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、住宅職員がご相談をお受けします。 ※提供者：医療法人社団南七星会
緊急時対応		【10時～18時】 ・日中は、各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室（生活防水置き型押しボタン）に設置してある遠隔非常ボタン（ナースコール）を押していただければ、委託先である警備会社（総合警備保障株式会社）が受信し、警備会社が住宅職員に連絡、住宅職員が駆けつけ必要な対応（家族への連絡、医師または医療機関への連絡、医師・看護師による処置、救急搬送の依頼等）を行います。 ・また、ベッドサイド、トイレ、浴室に設置してある緊急通報装置を押していただければ、事務室に設置してある受信盤に通報、これを受信の上、住宅職員が駆けつけ上記のような対応をいたします。 【18時～10時（委託）】 ・夜間は、ベッドサイド、トイレ、浴室に設置してある遠隔非常ボタンを押していただければ、委託先である警備会社（総合警備保障株式会社）が受信し、必要に応じて、各住戸まで30分以内に駆けつけます。委託事業者では対応が困難な場合には、住宅職員に連絡し連携して対応を行います。 【お盆3日間及び正月3日間】 お盆3日間及び正月3日間は、日中夜間とも住宅職員は常駐しませんが、ベッドサイド、トイレ、浴室の遠隔非常ボタンを押していただければ、上記夜間と同様の対応を行います。 ※提供者：医療法人社団南七星会
選択サービス（本住宅では以下のサービスを選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス提供事業者を利用することもできます。）		
サービスの種類	料金	（提供内容・方法・提供者）
食事の提供サービス	53,460円／月	<ul style="list-style-type: none"> ・食費は月単位での請求となります。 ・食費：月額約53,460円（30日の場合）[朝食594円、昼食594円、夕食594円] ・朝食は8時～10時まで、昼食は12時～14時まで、夕食は18時～20時まで。 ・食事は、配食サービスなどを利用いたします。 ・キャンセル、変更等は提供される日の前日10時までにお知らせ下さい。それ以降のキャンセルについては、キャンセル料（実費）が発生してしまいますので、お気をつけ下さい。 ・なお、お盆正月3日間はサービスの提供はありません。 ※提供者：宅配クックワン・ツウ・スリー品川店
住戸内の清掃サービス	2,160円／1回60分	<ul style="list-style-type: none"> ・居室内の清掃を行います。・なお、お盆正月3日間はサービスの提供はありません。（換気扇、エアコン等電子機器については、別途業者をご案内します） ※提供者：医療法人社団南七星会
付添・送迎	2,160円／1回60分	<ul style="list-style-type: none"> ・買物や病院の通院付添いに職員1名が同行します。（交通費代は実費負担） ・なお、お盆正月3日間はサービスの提供はありません。 ※提供者：医療法人社団南七星会
健康管理サービス	2,160円／1回60分	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅職員（看護師等）が健康に関する相談をお受けします。（その際ご希望があれば血圧測定等も行います）。また、必要に応じて提携医療機関（医療法人社団南七星会）の情報提供をすることができます。 ・なお、お盆正月3日間はサービスの提供はありません。 ※提供者：医療法人社団南七星会
配膳下膳サービス	2,160円／1日3回	<ul style="list-style-type: none"> ・夕食時下膳は20時まで。・なお、お盆正月3日間はサービスの提供はありません。 ※提供者：医療法人社団南七星会
人間ドック（検診）	別途負担	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドックを併設医療機関にて受けることができます。料金は併設医療機関の料金規定によりご負担いただきます。

5. 生活支援サービス職員体制

生活支援サービス職員体制等			
生活支援サービス職員			
サービス種類ごとに業務に係る人数を記載して下さい。	人数	資格・委託先等	
住宅職員（介護士）	1人	介護職員初任者研修課程の修了者	
住宅職員（看護師）	1人	看護師	
住宅職員（事務員）	1人	法人職員	
夜間の職員体制	常駐の（有・無）	0人	委託先（総合警備保障株式会社） 連絡先（ALSOK 東京ガードセンター電話03-5306-7256）

6. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	毎月15日に請求書を発行し、入居者様に送付します。 ・基本サービス：48,600円（生活支援サービス契約書第6条参照） ・選択サービス：前月利用分を毎月末日で計算し請求いたします（生活支援サービス契約書第6条参照）。
支払方法	毎月26日に支払請求分を口座自動振替（基本サービス費）、銀行振込（選択サービス費、振込手数料は入居者様ご負担）の方法でお支払いいただきます。基本サービス費を銀行振込の方法でお支払いいただくことも可能です（振込手数料は入居者様ご負担）。（生活支援サービス契約書第6条参照）

7. 生活支援サービスへの苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況	
窓口の名称	医療法人社団 南七星会 サービス付高齢者向け住宅相談窓口
電話番号	03-6426-2616
対応している時間	平日 10時 00分 ~ 17時 00分
	土曜 時 分 ~ 時 分
	日曜 時 分 ~ 時 分
	祝日 時 分 ~ 時 分
定休日	土曜、日曜、休日、お盆と正月休み
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。

8. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。
共用施設の利用について	無
	無

9. 契約の解除内容等

入居者からの解約	
入居者は事業者に対して、解約する60日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます。	
契約解約時の連絡先	名称 医療法人社団南七星会 電話番号 03-6426-2616
事業者からの解除	
事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合	

10. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 （東京海上日動火災保険株式会社）
---------------	---

説明年月日

平成 年 月 日

□□□□〔入居者氏名〕様に対して、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 医療法人社団南七星会

所在地 東京都品川区小山6-4-1 4 Medicare西小山6F

代表者名 宇佐美 信乃

印

説明者氏名 宇佐美 信乃

印

私は上記事業者から、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名

印